

新型コロナウイルスに関する注意喚起（第2報）

1 先にご案内している新型コロナウイルスへの感染予防措置としてのナウルへの入国に係る規制内容につき、2月9日付をもって以下のとおり更新されています。

（1）ナウル上陸前21日以内に中国本土、香港又はマカオを起点又は経由する渡航をした者はすべて、ナウルへの入国は許可しない。

（2）同様に、公的に集団発生（outbreak）が宣言された地域・国、又はナウル保健・医療サービス省が集団発生（outbreak）の懸念があると明示した地域・国においては、ナウル上陸前21日以内に同地域・国を起点又は経由する渡航をした者はすべて、ナウルへの入国は許可しない（注：当該地域・国について、下記2参照）。

（3）ナウル上陸前21日以内に中国本土、香港又はマカオを起点又は経由する渡航をした者がナウルに接続する港に直接到着した場合、その渡航者の搭乗は許可しない。

（4）すべての渡航者は、入国前に保健申告カード（Health Declaration Card）に必要事項を記入のうえ、到着ターミナルにおいて保健担当官に提出しなければならない。

（5）乗務員及び乗客は、運行中に自身又は他乗客の健康状態に懸念がある場合、保健局に通報することが奨励される。

（6）すべての渡航者は、ナウルへの入国許可前、到着時保健スクリーニングを受ける。

（7）インフルエンザのような症状が疑われる渡航者はすべて、詳細な評価及び／または管理目的のため、又は保健局が問題ないと特定するまで検疫措置を講じられる。

（8）新型コロナウイルスの感染が確認されている国に渡航歴がある渡航者はすべて、英語及び中国語で記載されているナウル到着時又は旅行後に気分が悪くなった場合の対応手順が提供される。

2 公的に集団発生（outbreak）が宣言された地域・国、及び／または、ナウル保健・医療サービス省が集団発生（outbreak）の懸念があると明示した地域・国

中国本土、香港、マカオ

3 新型コロナウイルスの感染が確認されている国

オーストラリア、ベルギー、カンボジア、カナダ、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本（横浜に検疫のため停泊中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンス号」を含む）、マレーシア、ネパール、フィリピン、ロシア、シンガポール、スペイン、スリランカ、韓国、スウェーデン、台湾、タイ、UAE、英国、米国、ベトナム

4 ナウル保健・医療サービス省担当官

Dr. Olayinka Ajayi, Deputy Secretary for Health +674 557 3060

Ms. Stancy Cain, Acting Director of Public Health +674 557 3072

5 2月10日現在、ナウル国内において新型コロナウイルスへの感染例は確認されておりませんが、引き続き最新情報の収集に努めてください。万が一感染の疑いがある場合は

速やかに最寄りの医療施設で受診してください。また、ナウル国内において感染事例又はその疑いのある情報に接した場合には、大使館に連絡してください。

6 緊急事態発生時には、提出された「在留届」をもとに安否確認・支援活動等を行います。まだ登録がお済みでない方、住所などを変更された方、または既に帰国された方は、大使館に連絡するか、以下のリンクから手続きを行ってください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>